

武蔵野市訪問介護特定行為補助金

のご案内

訪問介護職員等が行う

特定行為（喀痰吸引、経管栄養）の実施を支援します。

支援金額

利用者 1 人につき 1 月あたり

喀痰吸引 6,000円

経管栄養 6,000円

※市外の事業所でも、対象の要件を満たす場合は申請可能です。
※一月に複数回サービス提供を行っても1人あたりの金額は変わりません。
※サービスを提供する介護職員等は「登録喀痰吸引等事業者」又は「登録特定行為事業者」に所属し、一定の研修を受けている必要があります。

対象

要介護認定を受けた武蔵野市の被保険者に
介護保険サービスとして特定行為（喀痰吸引、経管栄養）の
サービス提供を行った訪問介護事業所
※市外の事業所含む

申請
支給方法

申請書類を高齢者支援課介護サービス担当まで郵送または窓口で提出してください。内容審査後に交付の可否を書面で通知し、申請書類に記載された口座に振り込みます。

申請書類

- (1) 武蔵野市訪問介護特定行為補助金交付申請書兼請求書
- (2) 誓約書兼振込依頼書
- (3) 医師の指示書及び補助対象事業の実施を確認できる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

申請期限

上半期（4月分から9月分まで） ➡ 令和8年10月30日（金曜日）
下半期（10月分から3月分まで） ➡ 令和9年3月31日（水曜日）

